

# 令和4年度第1回障害保健福祉施策連絡会会議録

## 1 開催日時

令和4年8月31日（水） 午前10時から午前11時20分まで

## 2 開催方法

Z o o mによるオンライン開催

## 3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出隆司・伊藤幸枝・藤木るみ子

N P O法人浜松地区肢体不自由児親の会 里あゆ子

N P O法人浜松地区精神保健福祉会 明生会 赤池千秋・岩本重幸

浜松市視覚障害者福祉協会 安松和男

アクティブ 浅井陽子・鈴木かおり

浜松の福祉を考える会 小田木一真、村松良子、矢島利充

浜松ろうあ協会 伊藤行夫・大石博子

浜松市浜北手をつなぐ育成会 伊藤基久

ぞうさんの会 清水恵美・白柳圭子

（欠席）

N P O法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（浜松市障がい者基幹相談支援センター）雨宮寛

（事務局 障害保健福祉課）

久保田課長、仲井課長補佐、柴田主幹（オンライン）、杉浦副主幹、宮本副主幹、

大庭副主幹、青柳、村木

## 4 議事内容

（1）第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

（2）第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況について

（3）重度心身障害者医療費助成制度の見直しについて

（4）その他

## 5 記録の方法

発言者の要点記録

## 6 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

(1) 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

(2) 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況について

事務局・宮本より (1) (2) をあわせて資料を元に説明

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

質問を2点。

1つめ、資料6ページの障がい者基幹相談支援センターの専門的な助言の件数が、令和3年度が令和1年度、令和2年度と比較すると実績が減少しているが、その理由や原因は把握しているか。

2つめ、資料10ページのはままつ友愛のさとの利用者数は、3年間ほぼ一定の件数になっている。相談についてはシグナルが対応しており、相談件数も同じように推移していると思うが、相談員数が増えていないのであれば、許容量が一定数値になるのはわかる。相談を受け付けてから相談にのれるまでの待機期間はどうか。

<事務局>

1つめの、相談件数について、障がい者基幹相談支援センターより回答する。

障がい者相談支援事業が令和2年度よりセンター化されて、各エリアでの相談がワンストップ化されている。障がい者相談支援センターの相談員のスキルアップもされていることから障がい者基幹相談支援センターに入ってくる相談がかなり少なくなっている。

また、新型コロナウイルスの影響もあると思われる。

もう1つ、障がい者基幹相談支援センターでの実績集計において、カテゴリーがいくつかあるが、相談の内容により、振り分けを明確化することで専門相談としての実績が減少した。

2つめのはままつ友愛のさとの相談については、大きな待機は把握していない。医療について、診療を受けたいと希望しても受けられないということは聞いており、今後、対応していきたいと考えている。

<浜松手をつなぐ育成会 伊藤>

質問を2点。

1つめ、資料14ページの避難行動要支援者名簿の活用について。私は、西南エリアの防災ワーキングの構成員になっている。資料にマッチング率と書いてあり、令和3年度は72.1%のマッチングとなっている。要支援者名簿への登録は少ないし、自治会では「障がい者がどこに住んでいるかわからない」との声も聞くが、その状況はわかっているか。また、災害時の避難支援の個別支援計画はすでに多くの人を立てているような数字に見えるかどうか。

2つめ、資料26ページにあるサービスの見込み量に対する実績の障害福祉サービスについて。先日、特別支援学校高等部3年生の保護者から話を聞いた。就労継続支援B型を希望し、アセスメントを受けて就労継続支援B型が適していると判断された。事業所に「定員を遵守するように」という通知があったことから、1年時、2年時と就労継続支援B型で実習をしてきたが、「定員オーバーしているからうちでは受け入れられない。」と事業所から言われて、どこにしたらいいか悩んでいるとのことであった。就労継続支援B型の実績が102.3%となっているので、この先目標通り増えていく見込みがあるのか。

#### <事務局>

1つめの避難行動要支援者名簿について、障がいのある方への制度周知としては、障害者手帳を新規申請された方が、障害者手帳の交付を受ける時に制度についての説明をしている。制度の基本的な内容としては、災害時等に身近に支援者がいない方や重度障がい者を中心に名簿登録をしてもらっている。個人情報のため、障がい者本人に同意を得てから名簿登録を行い、自治会・民生委員に情報提供することで、地域に対象の方がいることを周知している。引き続き制度の周知は必要と考えているため、広報はままつ5月号でお知らせしている。

2つめの定員遵守についてだが、国の基準省令に定員に関する規定があるが、改めて市としてもお知らせする必要があるということで通知を出させていただいた。ただ、事業所が増えているので、障害福祉サービスの利用について相談支援専門員に相談して進めてもらいたい。それでも利用できないということであれば、事業所からも市へ相談があってもよいかと思うが、市としても対応していきたい。

#### <福祉を考える会 村松>

質問を2点。

1つめ、資料14ページのマッチング率について再度聞きたい。マッチング率は何をもって割合を出しているか。

2つめ、資料15ページにある地域防災訓練での要支援者参加者数の区分には、高齢者も含まれているのか、障害別、地域別を知りたい。

#### <事務局>

1つめについて、マッチング率は、要支援者名簿登録に同意をいただいた方と、その方の支援体制が構築されている割合になる。

2つめの地域防災訓練での要支援者参加者数の区分についてだが、危機管理課への確認が必要なため確認して回答する。

#### <福祉を考える会 村松>

マッチング率の部分で、今の回答でいくと、72.1%は支援体制が整っているということですよいか。

<事務局>

こちらについても詳細を危機管理課に確認し、回答する。

<障がい者基幹相談支援センター 雨宮>

マッチング率について、母数はわかるか。

<事務局>

危機管理課に確認し、回答する。

<福祉を考える会 小田木>

質問を2点。

1つめ、資料19ページにある地域移行について、22人が施設から地域へ、うち1人がグループホームに移ったと書かれている。前回も同様だったが、元々自宅にいた人が、訓練を受けるために一時的に施設入所して自宅に戻った人もカウントされていたので、内訳を書いてほしいとお願いした。例えば、アパートで単身生活を開始した人が何人にいたか記載して欲しい。

2つめ、資料26・27ページの重度訪問介護の実績だが、見込量の61%強という数字が出ている。利用者数が平成30年度から延びていることは非常によいことだと思うが、実績率が上がっていない。実績率が上がらない一番の原因はヘルパー不足ではないかと思う。ヘルパーや事業所不足に対する対応は考えているか。

<事務局>

1つめの地域移行の移行先については、後日回答する。

2つめ、重度訪問介護の利用が増えてきている状況であるため、事業開始についての声掛けはしている。今後の利用を見込み、考えていかなければならないと考えている。

<福祉を考える会 小田木>

現在、障がい者基幹相談支援センターが移動支援従事者養成研修をやっているが、市が中心となって重度訪問介護のヘルパー研修を考えてほしい。

<事務局>

重度訪問介護養成の研修は県が中心に実施しており、県にも研修を増やしてもらえるように声掛けをしていく。

(3) 重度心身障害者医療費助成制度の見直しについて

事務局・杉浦より資料を元に説明

質問なし

(4) その他

Q：障がいのある人の個別避難計画について、計画を立てる人材は、自治会や民生委員か、福祉職か。

<事務局>

危機管理課や高齢者福祉課等の関連部署と調整している。災害時避難行動要支援者の個別避難計画は、現在、自治会を中心に民生委員等の協力を得ながら作成していただいている。他都市では、福祉職と行政で連携し実施している事例もあるため、浜松市の規模や実情に合わせたやり方を、今後、関係部署と連携して検討していきたい。

Q：防災の関係でもう一つ、障がい者自立支援協議会西南エリア連絡会では防災ワーキングを設置している。その防災ワーキングの内容をもっと広めていったらどうか。

<事務局>

西南エリアに確認した。防災ワーキングの傍聴は可能、また、活動として7月に実施した訓練について、セミナーで共有したいということだった。防災ワーキングの傍聴希望については西南エリア連絡会の事務局である西南障がい者相談支援センターに問い合わせしてほしい。

◎全体を通じた意見、質問がありましたら挙手をお願いいたします。

<ぞうさんの会 清水>

資料27ページのコメント欄に、「短期入所の利用者数は、新型コロナウイルスの関係で利用を控えたため減少した」となっているが、医療的ケアが必要な人は、施設側から利用を制限され、利用したくても利用できず、困っている人が多かったので、意見として付け加えたい。

<事務局>

確認だが、利用者が短期入所の利用を控えたため、というわけではなく、施設がやめたということか？

<ぞうさんの会 清水>

やめたというと少し違うかもしれないが、利用を制限した。人工呼吸器使用の方のレスパイト利用もキャンセルされていた。おそらく、新型コロナウイルスの感染が拡大してきたことで、外部から施設に入ること感染拡大の懸念があつてだと思ふ。短期入所を利用する理由によっては施設側からキャンセルという連絡を受けるケースが結構あつた。利用者側としては、本来は利用したいが、施設から今回は控えてくれ、と言われて断念した方もたくさんいた。

<事務局>

国からは、障害福祉サービスは継続して行うよう通知されていたところだったため、実態がわかりよかった。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

資料 19 ページの入所施設からの地域移行の数値だが、令和 3 年度 22 人となっている。コメント欄からは、「入所者の高齢化、重度化が進んでいる」ことが原因で入所施設から家庭に戻されていると取れる。

<事務局>

高齢化、重度化が進んでいるため地域へ移行されているということではないため、表現を変える。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

以前、地域移行の数に浜松学園の数値が入っているとされていたが、22 人の中に浜松学園の利用者は含まれているか。

<事務局>

浜松学園の方も含まれており、浜松学園からの地域移行は 20 人となっている。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

浜松学園から 20 人ということは、入所施設から地域へ移行している人の人数は、ほぼ浜松学園の人ということか。

<事務局>

浜松学園が多くを占めているということになる。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

資料の数値から内訳がわからない。浜松学園は有期限の訓練施設であり、訓練が終わったら入所施設から退所するので、それが含まれるとおかしな数値になる。

<事務局>

もう一度、人数の内訳等を整理して、数値の考え方について考えていきたい。第 6 期障がい福祉実施計画は、来年度までとなっているため、来年度第 7 期障がい福祉実施計画を策定していくこととなる。作成にあたっては、皆さまの意見を聞きながら、数値、計画を作っていきたいと考えているため、相談させていただく。

<福祉を考える会 村松>

静岡新聞で、「災害が起きたときに介助者が必要な障害者、高齢者の適切な支援情報を Q

Rコードにした」という記事があった。災害時には、そこだけに情報を集めるのは危険だが、スマートフォンで読み取れるということは今の時代に合った情報の出し方である。情報の出し方だけでなく、受け止め方の整理が必要なため、精査しながら広めていっていただけるとありがたいため、一緒に考えていってほしい。

<事務局>

災害時の問題は、皆様から意見をいただきながら調整していきたいため、お願いしたい。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

当事者から浜松市へ意見を言いたい。

先ほど、浜松手をつなぐ育成会の伊藤から申した、就労継続支援B型の事業所利用についてだが、定員遵守ということで調整がされているところだと思う。法令順守と言われているが、例えば、放課後等デイサービスでは、事業所から利用者に、直接「来月から使えない」といったことを言われると聞いている。これは一番弱い立場の利用者への脅しである。現在、障害福祉サービス等の利用には計画相談の介入や障がい者相談支援センターへの相談等の相談体制が整っているが、それを飛ばして、利用者に脅しのような形で言われるとのこと。利用できない都合は、事業者の都合であって利用者の都合ではない。弱い立場の利用者が苦慮している。

もう一つ提案したい。浜松市は政令市のため、事業所の指定が可能である。営利、経済的な活動をしている株式会社の場合、事業規定を十分把握しないまま安易に参入することがあり、その結果として法令順守がされていないようなことが起こっている。そのため指定の際の確認を市でしっかりやってほしい。

また、計画相談について、平成15年に起こった現象とまったく同様となっている。その時は、浜松市の居宅支援が、1年経っても、2年経っても増加せず、指定ができていなかったということがあった。理由としては、浜松市独自のガイドラインがしっかり作られていなかったからである。政令市は事業所指定ができるため、強力な諮問機関を設置して浜松市としてのガイドラインを作らないと、今のような状態が繰り返される。当事者の意見として浜松市に言わせていただく。

<事務局>

放課後デイサービスの指定については、問合せが来てから、指導グループでヒアリングを行い、法に対する理解についても指導している。その調整に1か月、2ヶ月ほどかかるが、その間で考え方が変わっていただけたら、と思っている。指定に関しては、これまでもしっかりヒアリングをして確認してきたつもりであったが、まだまだ足りなかったということがあるのであれば、もう少ししっかりとやっていきたい、と考えている。

計画相談についても、国が定めている障害福祉サービスの利用の仕組みを理解をし、職員の共通認識を持って行っていきたいと考えている。